

マイナンバー (社会保障・税番号) 制度

平成28年1月 スタート

会社でも、マイナンバー

マイナちゃん



会社で必要な手続き

民

間事業者の皆さまも、税や社会保障の手続きに必要な書類に、従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

「マイナンバーを利用する事務」

- ① 源泉徴収票
 - ② 外部の方への報酬等の支払調書
 - ③ 雇用保険被保険者資格取得届
 - ④ 厚生年金保険被保険者資格取得届
 - ⑤ 健康保険被保険者資格取得届
- ・・・など

また、法令で定められた目的以外にマイナンバーを利用することはできません。(社員番号や顧客管理番号などには使用できません) 従業員などからマイナンバーの提供を求められる場合は、必ず利用目的を明示してください。

さらに、マイナンバー取得時の本人確認は、なりすましなどを防止するため、厳格におこなうこととされていますのでご注意ください。

本人確認には「身元確認」と「番号確認」が必要です

個人番号カードを持っている場合

身元確認と番号確認が、カード1枚で可能です。

個人番号カード



個人番号カードを持っていない場合

以下のもので、身元確認と番号確認をしてください。

身元確認

運転免許証orパスポートなど

番号確認

通知カードFor

住民票(マイナンバー付き)など



+



安全管理措置について

個

個人情報 を適正に管理するために必要な安全管理措置を実施し、マイナンバーを含む個人情報

の漏えい・紛失を防ぎましょう。

「安全管理措置の例」

- ① 取扱責任者・担当者の明確化
 - ② 従業員への制度の周知
 - ③ パソコンのアクセス制限
 - ④ 鍵付き書類棚の設置
- ・・・など

法人番号について

法

人番号は、設立登記法人の他、国の機関や地方公共団体にも付番されます。個人番号(マイナンバー)と違う点は、1桁多い13桁であるということと、広く一般に公開され、自由に利用可能という点です。

また、支店や個人事業主には付番されません。

法人番号に期待される効果は、番号を活用した新たな民間サービスの創出や企業の事務負担軽減、行政の効率化などが挙げられます。

マイナンバーについてのお問い合わせは、コールセンター(TEL0570-120-0178)またはインターネットで「マイナンバー」と検索